

目次

第6章 契約

- 第1節 一般競争入札（第87条—第100条）
- 第2節 指名競争入札（第101条・第102条）
- 第3節 随意契約（第103条—第104条）
- 第4節 せり売り（第105条）
- 第5節 契約の締結（第106条—第111条）
- 第6節 契約の履行（第112条—第117条）
- 第7節 監督及び検査（第118条—第120条）

第6章 契約

第1節 一般競争入札

（一般競争入札の参加者の資格）

第87条 市長は、令第167条の4に定めるもののほか、令第167条の5及び第167条の5の2の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格要件を定めることができる。

（一般競争入札の参加手続）

第88条 一般競争入札に参加しようとする者は、市長が定める隔年度の一定期間内（普通財産又は物品（別表第4に規定するものをいう。）の売払い（以下「財産等の売払い」という。）の場合においては、第90条の規定による公告において定める期間）に、一般競争入札参加申請書にその資格を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その都度申請させることができる。

（平22規則46・一部改正）

（資格審査及び名簿の作成）

第89条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、一般競争入札に参加する資格の有無について審査をし、その結果を当該申請者に通知するとともに、資格者名簿を作成しなければならない。

（一般競争入札の公告）

第90条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の10日前（急を要する場合は、5日前）までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条件を示す場所及び日時

- (4) 入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関し必要な事項
(入札保証金)

第91条 令第167条の7第1項の規定による入札保証金の額は、その入札金額の100分の5以上とする。ただし、インターネットを利用して財産等の売払いを行うシステム（以下「公有財産売却システム」という。）による入札にあっては、当該入札の予定価格の100分の10以上とすることができる。

2 令第167条の7第2項の規定による入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 国債証券又は地方債証券、その他政府の保証のある債券
- (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が引き受け又は保証若しくは裏書した手形
- (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- (5) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証

3 前項の担保の価値は、第156条に定めるところによる。

（平22規則46・一部改正）

（入札保証金の免除）

第92条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 前項第1号に該当する場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証書を提出させなければならない。

（入札保証金の還付）

第93条 入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後、還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後（契約保証金を納付させる契約にあっては、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供後）還付するものとする。

2 入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができる。

（入札者の失格）

第94条 入札者が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、入札又は再度入札に参加することができない。

- (1) 入札日において、令第167条の4の規定に該当したとき。
- (2) 入札日において、市から指名停止を受けている期間中であるとき。
- (3) 代理人が入札書の委任状を提出しないとき。
- (4) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
- (5) 正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
- (6) 入札公告に示した入札参加条件に違反したとき。
- (7) 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。
- (8) 公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (9) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

2 入札者が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、入札又は再度入札に参加させないことができる。

- (1) 独禁法に抵触する行為その他不正の行為を行ったおそれがあるとき。
- (2) 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。

（入札の無効）

第95条 次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札保証金の額が第91条第1項に規定する額に達しない者
- (3) 1の入札について2以上の入札をした者
- (4) 入札書に必要な事項を記載しなかった者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者

（予定価格）

第96条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、売買等の契約の場合は、価格の総額に代えて単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、設計書又は仕様書、取引の実例価格に基づいて、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

3 予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）は、封書にし、開札の際は、開札場所に置かなければならない。ただし、財産等の売払いに係る入札の場合は、この限りでない。

（平22規則46・一部改正）

（最低制限価格）

第97条 市長は、令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、予定価格調書に当該最低制限価格を記載しなければならない。

(平19規則61・全改)

(入札執行)

第98条 市長は一般競争入札を行う場合は、その執行者にならなければならない。ただし、代理者をして執行させることができる。

(調査基準価格)

第99条 市長は、令第167条の10第1項(令第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定により、契約の相手方となるべき者の申込価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適切であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者としようとする場合は、あらかじめ、当該認めるときに該当するかどうかを調査するための基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設けなければならない。

2 前項の規定により調査基準価格を設けたときは、予定価格調書に当該調査基準価格を記載しなければならない。

(落札後の措置)

第100条 市長は、落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

2 落札者は、前項の通知を受けた日から7日以内に契約又は第106条第2項に規定する仮契約を締結しなければならない。

第2節 指名競争入札

(指名)

第101条 市長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、別に定めるところにより指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから、原則として5人以上を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第90条各号(第2号を除く。)に掲げる事項をその指名する者に通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第102条 第87条から第89条まで及び第91条から第100条までの規定は、指名競争入札により契約を締結する場合に準用する。

第3節 随意契約

(随意契約の範囲)

第103条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 130万円

- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円
(随意契約の予定価格)

第103条の2 随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ、第96条第1項及び第2項の規定に準じて予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。この場合において、同条第1項中「入札」とあるのは、「随意契約」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(平19規則61・追加)

(見積書の徴収)

第104条 市長は、随意契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人から見積書を徴することができる。

- (1) 再度入札に付しても落札者がいないとき。
- (2) 機密を要する印刷物の購入契約を締結しようとするとき。
- (3) 災害その他の事由により緊急に必要とする物品等の購入契約を締結しようとするとき。
- (4) 購入する物品が特殊なため、その取扱業者が限定されているとき。
- (5) 地域的特殊事情により、その取扱業者がほかにないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、1件50万円以下の工事等の契約、物品にあつては20万円未満の契約において市長が1人の見積書で適当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さないことができる。

- (1) 年度間を通じ同一単価で提供することを内容とする契約（以下「単価契約」という。）を締結しているとき。
- (2) 法令により価格又は料金に統制の定めがあるとき。
- (3) 新聞、官報、図書、定期刊行物及び法規集の追録を購入するとき。
- (4) 国又は他の地方公共団体と契約を締結するとき。

(平29規則18・令2規則4・一部改正)

第4節 せり売り

(一般競争入札に関する規定の準用)

第105条 第90条から第100条までの規定は、せり売りの場合に準用する。

第5節 契約の締結

(契約書の作成)

第106条 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当しない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行遅滞その他の債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 議会の議決に付すべき契約を締結する場合は、あらかじめ、議会の議決を得たときに本契約を締結する旨の文言を付した契約書により、仮契約を締結しておくものとする。

(契約書作成の省略)

第107条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約の金額が50万円を超えないとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を既納してその物品を引き取る時。

2 前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の相手方から請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、請書その他これに準ずる書面を徴さないことができる。

- (1) 第104条第2項に該当する場合
- (2) 20万円を超えない買入、修繕、貸借、請負又は役務の提供に関する契約を締結する場合
- (3) 10万円を超えない物品を売り払う場合

(平29規則18・一部改正)

(公正入札違約金)

第108条 市長は、契約を締結した後において、当該契約の相手方の入札が第94条第1項第8号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を当該契約の相手方から徴することができる。

2 市長は、前項に規定する公正入札違約金の支払いに代え、当該公正入札違約金の額に相当する額を支払代金から控除することができる。

(平29規則18・一部改正)

(契約保証金)

第109条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の額は、その契約金額（公有財産売却システムによる入札の場合は、予定価格）の100分の10以上とする。ただし、契約の変更により、請負代金額を増額した場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金を追徴しないことができる。

2 前項に規定する契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次のとおりとする。

(1) 第91条第2項各号に掲げるもの

(2) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（平22規則46・一部改正）

(契約保証金の免除)

第110条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方が委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者と締結する場合において、その者が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5) 物品を売払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(7) 委託業務の契約を締結する場合において、執行者の同意を得て自己に代わって自ら委託業務を完了することを保証する業務完成保証人を立てたとき。

(8) 前各号に定める場合のほか、確実に契約が履行されるもので市長が適当と認めるとき。

2 第92条第2項の規定は、前項第1号に該当する場合に準用する。

(契約保証金の還付)

第111条 契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）

は、契約履行後に還付する。ただし、契約により、かし担保期間が満了するまで、

その全部又は一部を留保することができる。

第6節 契約の履行

(契約の変更)

第112条 市長は、契約締結後の事情により必要があると認めるときは、相手方と協議して、契約の変更をすることができる。

2 前項の規定により、契約を変更したときは、変更契約書又は変更請書等を作成しなければならない。

(契約の解除)

第113条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について不正行為があったとき。

(2) 正当の理由がなく着工期日を過ぎても着工しないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、撤去若しくは引取りをさせ、又はこれらに相当する対価を支払って市の所有とすることができる。この場合において、損害があるときは、これを賠償させなければならない。

(債権譲渡の制限)

第114条 契約の相手方は、市長の承認を受けた場合のほか、契約上の債権を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(履行遅滞の違約金)

第115条 市長は、契約の相手方の責めに帰すべき理由により、履行期限までに履行が完了しない場合は、契約金額（可分のもので一部の引継ぎを了し、又は一部の納付があったときは、その残額）について、遅滞日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した違約金を徴収する旨の約定をしなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を履行遅滞に対する賠償額と予定した場合は、この限りでない。

2 前項の違約金を徴収する場合は、契約代金又は契約保証金から控除し、なお不足があるときは、その不足分を徴収するものとする。

(前金払)

第116条 市長は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条第1項の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事及び測量・建設コンサルタント等の業務に要する経費で1件の金額が150万円以上のものについては、4割を超えない範囲内に限り、前払金の契約をすることができる。

2 前項の場合において、課長等は、契約の相手方から前払金保証契約書（証書謄本のほか写し1通）の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により前払金保証契約書の記載事項に変更を要する場合も、また同様とする。

(平19規則61・平25規則56・一部改正)

(中間前金払)

第116条の2 前条第1項の契約をした市長は、当該契約に係る工事（請負代金の額が1件500万円以上のものに限る。）に要する経費について、必要があると認定したときは、その工事の請負代金の2割の額を超えない範囲内に限り、中間前金払（前条の規定による前払金に追加してする前払金をいう。以下同じ。）の契約をすることができる。

2 前項の場合において、課長等は、契約の相手方から中間前払金保証契約書（証書謄本のほか写し1通）の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により中間前払金保証契約書の記載事項に変更を要する場合もまた同様とする。

(平25規則56・追加)

(部分払)

第117条 市長は、工事若しくは製造の請負契約又は物件購入契約の履行完了前において、その既済部分又は既納部分に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度として部分払をすることができる。

- (1) 工事又は製造の請負 既済部分に対する代価の10分の9に相当する額
- (2) 物件の買入れ 既納部分に対する代価に相当する額

第7節 監督及び検査

(監督)

第118条 課長等は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して必要な監督をしなければならない。

2 前項の監督は、立会、工程管理、履行途中における使用材料の試験又は検査等の方法によって行う。

(検査)

第119条 課長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して必要な検査をしなければならない。ただし、工事関係については、栗原市工事検査規程等に基づいて検査を行うものとする。

- (1) 契約の相手方が履行又は給付を完了したとき。
- (2) 第117条の規定により部分払をするとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 前項の検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、履行又は給付の内容、数量等について行うほか、必要に応じ破壊若しくは分解又は試験をして行うものとする。

3 第1項の規定により、検査を行う者は、当該検査を終了した場合は、速やかに検査の結果について履行確認調書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、第107条の規定により、契約書の作成を省略したものについては、関係書類に検査済の認印をすることによって当該調書の作成に代えることができる。

(目的物の引渡しを受ける時期)

第120条 工事又は製造の請負契約、物件購入契約その他の市が目的物の給付を受ける契約においては、前条の検査に合格した後、その引渡しを受けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の築館町財務規則（昭和52年築館町規則第10号）、若柳町財務規則（昭和51年若柳町規則第13号）、栗駒町財務取扱規則（昭和42年栗駒町規則第10号）、高清水町財務規則（昭和39年高清水町規則第2号）、一迫町財務規則（昭和53年一迫町規則第4号）、瀬峰町財務規則（平成13年瀬峰町規則第11号）、鶯沢町財務規則（昭和52年鶯沢町規則第5号）、金成町財務規則（昭和52年金成町規則第7号）、志波姫町財務規則（昭和56年志波姫町規則第4—2号）若しくは花山村財務規則（昭和58年花山村規則第3号）又は解散前の栗原地域広域行政事務組合財務規則（平成13年栗原地域広域行政事務組合規則第3号）若しくは栗原郡衛生処理組合財務規則（昭和47年栗原郡衛生処理組合規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(東日本大震災に伴う公共工事に要する経費の前金払の特例)

3 当分の間、第116条第1項の規定の適用については、同項中「4割」とあるのは、「5割」とする。

(平23規則68・追加)

附 則（平成18年5月31日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第28号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月9日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第38号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第31号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の栗原市財務規則の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定により同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条の規定がなおその効力を有する間、なおその効力を有する。

附 則（平成22年3月15日規則第11号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第137条第1号及び第138条第2項第3号の改正規定については、公布の日から施行する。

附 則（平成22年8月31日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年5月31日規則第68号）

この規則は、平成23年6月1日から施行し、施行の日以後に締結される契約から適用する。

附 則（平成25年10月31日規則第56号）

この規則は、平成25年11月1日から施行し、施行の日以後に公告等をした契約から適用する。

附 則（平成29年3月24日規則第18号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月6日規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。